

三総第126号の2
令和5年10月3日

NPO法人 兵庫県腎友会
会長 松菱 理恵子 様

三田市長 田村 克也



令和6年度予算にかかる要望について（回答）

秋涼の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年7月25日付で提出のありましたみだしの件について、下記のとおり回答いたします。

記

1 安心して治療生活を続けるために（各所管課回答）

- ① 「重度障害者医療費助成事業」につきましては、兵庫県と共同事業として実施しております。所得制限につきましては、県制度では、世帯合算により所得判定しておりますが、市独自制度として世帯合算で所得判定は行っておらず、県制度より充実したものとなっております。なお、同制度につきましては、財政状況や社会情勢を見ながら県制度の状況を確認した上で継続してまいります。また、本事業の継続を兵庫県に進言することにつきましては、兵庫県において総合的に判断していただくものであると考えております。（国保医療課回答）
- ② 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）に基づき、特別養護老人ホーム80床及び認知症対応型グループホーム1施設（18人）の整備を行い、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）に基づき、認知症対応型グループホーム1施設（18人）の整備を行いました。（介護保険課・いきいき高齢者支援課回答）
- ③ 公共交通運賃の助成制度を2つ実施しております。
 - (1) 交通まちづくり課所管分について

市内に住所を有する70歳以上の全ての人を対象に、電車・バス・タクシーを利用される際の運賃助成を行っております。運賃の概ね半額助成という考え方で年間7,500円分の割引証を発行し、各々の事情に合わせて公共交通（バスとタクシー等）を組み合わせてご活用いただけるものとなっております。タクシーを利用する場合、運賃に応じた割引証の使用枚数が定められており、割引証を最大で3枚（運賃が3,000円以上の場合、1,500円分の割引）ご利用いただけます。

(2) 障害福祉課所管分について

市内に住所を有する在宅の方で、公共の交通機関を利用することが困難な重度心身障害者（児）が、タクシーを利用する場合にその経費の一部を助成する事業を実施しており、通院等の機会にもご活用いただけるものとなっております。なお、一回当たりの利用枚数の制限はありません。

両事業につきましては、高齢化が進展する中において重要な役割を担うものと認識しており、今後も持続可能なしくみの構築、検討を進めてまいります。（交通まちづくり課・障害福祉課回答）

2 腎疾患総合対策の充実をめざして（健康増進課回答）

- ① 慢性腎臓病は、重症化すれば命に関わる重篤な疾患ですが、生活習慣の改善や薬物療法等により進行予防が可能なものでもあるため、シンポジウムの開催等により、正しい知識の普及啓発を図ることは非常に重要であると考えております。

現在、三田市では腎機能障害の主な原因となっている高血圧、糖尿病等の生活習慣病予防の観点から、各種健康診査や、健診後の保健指導等を実施しており、健診の項目に血清クレアチニン、eGFR 値を導入し、腎機能評価について受診者に啓発しているところです。

今後も健康関連のイベント、健康教育や健康相談、地域での健康推進員活動等、様々な機会を活用して、意識啓発等を行ってまいります。

- ② 特定保健指導の徹底につきましては、その利用率向上に向けて、現在、電話による勧奨を行っており、市内の特定健診実施医療機関とも連携を進めております。

また、特定保健指導の取り組み強化策として、平成 30 年度より集団健診受診者のうち国民健康保険に加入しており特定保健指導該当となる見込みのある受診者に対して、健診当日の初回面談を実施することにより、対象者がより特定保健指導を利用しやすい環境を整備しております。

重症化予防につきましては、平成 30 年 3 月に策定した三田市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、三田市国保糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しております。

令和元年度から、糖尿病性腎症の疑いのある糖尿病未治療者に対する受診勧奨及び保健指導において、かかりつけ医との連絡票の活用等により医師会との連携を図っており、令和 3 年度からは糖尿病未治療者に加え、糖尿病の治療中断者等に対しても受診勧奨等を行っております。

保健師が医療機関受診の必要性を伝え、継続的な保健指導を行うことにより、糖尿病の重症化予防と生活の質の向上に繋がるものと考えており、今後もさらなる糖尿病性腎症重症化予防事業の取り組み強化を図ってまいります。

3 災害に備えて（危機管理課回答）

- ① 避難行動要支援者名簿につきましては、対象となるすべての方の名簿を作成しております。加えて、NPO 法人兵庫県腎友会が運用されている「兵庫県透析患者災害支援名簿」を活用させていただき、昨年度は 7 月に対象外ではございますが、未登

録者を抽出し41名の方に対し、災害時避難に不安を感じておられる方の避難行動要支援者名簿への登録をご案内し呼びかけてまいりました。

現在、個別避難計画については、令和3年度から避難行動要支援者登録者のうち、先ずは、災害危険区域内（「土砂災害警戒区域に居住している居住者」及び「浸水想定区域に居住している居住者」）の要支援者を優先的に、希望者に対し計画の作成を進めているところです。

今後は、地域の支援・協力もいただきながら市内全域で個別避難計画を作成できる仕組みや体制を整えてまいります。

- ② 「災害時の人工透析供給体制の確保について」に関する兵庫県・他自治体との連携につきましては、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に包括されている内容であり、兵庫県地域防災計画等により新たな対応方針が示された際には、方針に基づき対応するとともに、令和2年3月に策定された「阪神北県域災害時保健医療マニュアル」での透析患者への医療対策を踏まえ、日本透析医会等を中心とした災害時透析医療リエゾン等と連携して人工透析患者の受け入れ状況、透析医療の稼働状況、水・医薬品の確保等の状況等を迅速に把握してまいります。

また、大規模災害が発生し県内で透析ができない場合は、医療機関の搬送車や災害時応援協定を締結している輸送業者の車両を確保し、速やかに移送を行うとともに、平時から医療機関や災害時応援協定を締結している輸送業者に対して、車両の確保と災害時の交通規制に対応できるよう規制除外車両の申請を事前に実施していただくよう働きかけてまいります。

4 感染症対策の取り組みについて（健康増進課回答）

慢性疾患を持つ人は免疫機能が低下しているため、細菌やウイルスに対する感染リスクが高く、特に新型コロナウイルス感染症については、基礎疾患を持つ人の重症化リスクが高いことが認められており、令和5年の新型コロナウイルスワクチンの春接種の対象にも該当しています。重症化リスクを低減するため、対象者には接種券を送付しワクチン接種の機会を設けています。9月からは全市民を対象とした秋接種が開始となりますが、希望する方が円滑にワクチン接種を受けられるよう、体制の確保に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症における重症病床等の確保については、5類感染症移行後、通常医療の枠組みの中であらゆる医療機関が症状に応じて入院受け入れをすることを基本として進められています。広域的な医療体制の構築は兵庫県が主導していることから、今後も兵庫県と連携しながら、安心して医療が受けられるよう対策を講じてまいります。

お問い合わせ

経営管理部行政管理室総務課（TEL 079-559-5035）

回答させていただいた内容に質問等がございましたら、上記お問い合わせにご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。